

所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給資格者（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円以下	6,287,000円未満
1人	3,984,000円以下	6,536,000円未満
2人	4,364,000円以下	6,749,000円未満
3人	4,744,000円以下	6,962,000円未満
4人	5,124,000円以下	7,175,000円未満
5人	5,504,000円以下	7,388,000円未満
6人以上	1人につき380,000円加算	1人につき213,000円加算

- 【注1】 受給資格者（請求者）については、扶養親族等に同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族がいる場合は1人につき100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は1人につき250,000円が限度額に加算されます。
- 【注2】 配偶者及び扶養義務者については、扶養親族等に老人扶養親族がいる場合は1人につき60,000円が限度額に加算されます（ただし、老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除きます）。
- 【注3】 上場株式等の譲渡所得及び分離課税の配当所得については、所得制限の対象となる所得額に算入しません。
- 【注4】 分離課税の長期譲渡所得及び短期譲渡所得については、特別控除適用後の額を所得制限の対象となる所得額に算入します。
- 【注5】 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方については、令和3年度（令和2年中）以降の所得において、給与所得と公的年金等に係る所得の合計額から10万円（10万円未満の場合はその額）が控除されます。
- 【注6】 地方税法上の合計所得金額から控除できるものは次ページの表のとおりです。（地方税法における控除額と異なります）
- 【注7】 特別障害者手当の受給資格者（請求者）の所得には、非課税の公的年金等も含めません。

【参考】所得から控除できる項目と控除額

控除の種類	控除される額 (受給資格者・請求者)	控除される額 (配偶者・扶養義務者)
雑損控除	地方税法における当該控除額相当額 (以下「相当額」といいます。)	相当額
医療費控除	相当額	相当額
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	相当額	相当額
特別障害者控除 (本人)	—	400,000円
特別障害者控除 (扶養親族・扶養配偶者)	400,000円	400,000円
障害者控除 (本人)	—	270,000円
障害者控除 (扶養親族・扶養配偶者)	270,000円	270,000円
勤労学生控除	270,000円	270,000円
寡婦控除	270,000円	270,000円
ひとり親控除	350,000円	350,000円
肉用牛の売却による事業所得 の課税の特例に係る所得	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	80,000円